池田町ファミリー・サポート・センター
おねがい会員の登録受付中！

　ファミリー・サポート・センターとは、子育てを地域でお手伝いする会員組織です。子育てのサポートをしてほしい人（おねがい会員）とサポートをしたい人（まかせて会員）が会員登録をして、サポートが必要な時にセンターが仲介役となり、会員を紹介します。
　現在センターでは、おねがい会員の登録を受付しています。急用の時に子どもを預かってほしい、習い事へ送迎してほしいなど、少しでもサポートしてほしいことがあれば、まずは会員登録をお願いします。

登録できる方

池田町内に住所があり、生後６か月から小学６年生までのお子さんの保護者
（その他､対象年齢外でも町が認めた場合は利用できることがあります。）

おねがい会員･まかせて会員の両方を兼ねる、**「どっちも会員」**として登録することもできます。“余裕がある時は、他の子どもを預かることもできるかも…”という方は、ぜひお問い合わせください。

利用時間と料金

利用時間	料金
月～金曜日 午前７時～午後９時	３０分　２５０円
土・日曜日・祝日 午前７時～午後９時	３０分　３００円
食事・ミルク・おやつ代	実費
ガソリン代	１日の送迎で １０ｋｍ　１００円

※報酬（料金）は子ども１人につき

利用できる内容

○自宅などでの子どもの預かり
・保育園・幼稚園等の登園前や降園後の預かり
・学校の放課後や学童保育所降所後の預かり
・冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の預かり
・買い物等外出の際の預かり　など

○保育施設や習い事などへの送迎
・保育園・幼稚園への送迎
・学童保育所から自宅までの送迎
・習い事などへの送迎　など

○その他町が必要と認めるもの
例）保護者が在宅している場合
・病気で子どもがみれない時に、自宅（おねがい会員宅）で子どもをみてもらう
・乳児がおり上の子がみれないので、自宅で上の子をみてもらう
・自宅で家事などをしている間に子どもをみてもらう

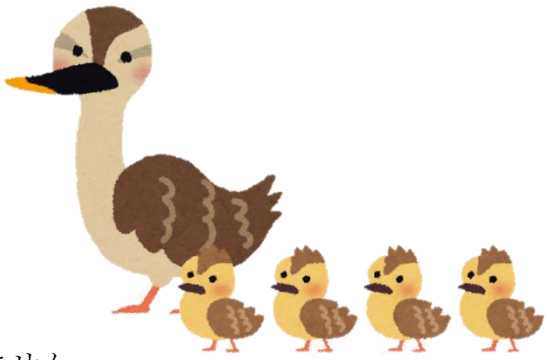

※宿泊を伴う活動や町外への送迎などは行いません。
※病気のお子さんの預かりや通院、家事援助は行いません。
※活動中の事故等にはセンターが加入する補償保険が適用されます。

活動（利用）の流れ

①会員登録
利用にはあらかじめファミリーサポートセンターへの登録が必要です。

②利用申込み（おねがい会員⇒センター）
おねがい会員は利用したい時にセンターへ申し込みをして下さい。

③援助依頼（センター⇒まかせて会員）
センターからまかせて会員に援助を依頼します。

④まかせて会員紹介、事前打ち合わせ
初対面の会員である時は、お子さんやセンター職員も一緒に事前に打ち合わせをします。

⑤援助活動の実施、⑥報酬等の支払い
援助活動終了後におねがい会員はまかせて会員に直接料金（報酬）を支払います。

⑦活動報告書提出
まかせて会員は援助活動終了後に活動報告書を作成し、おねがい会員は内容を確認し、署名します。

※上記記載の通り、利用には事前の会員登録や、まかせて会員との打ち合わせなどが必要です。登録してすぐには利用できませんのでご注意ください。
※援助依頼があっても、都合の合うまかせて会員が見つからなければお断りすることがありますのでご了承ください。

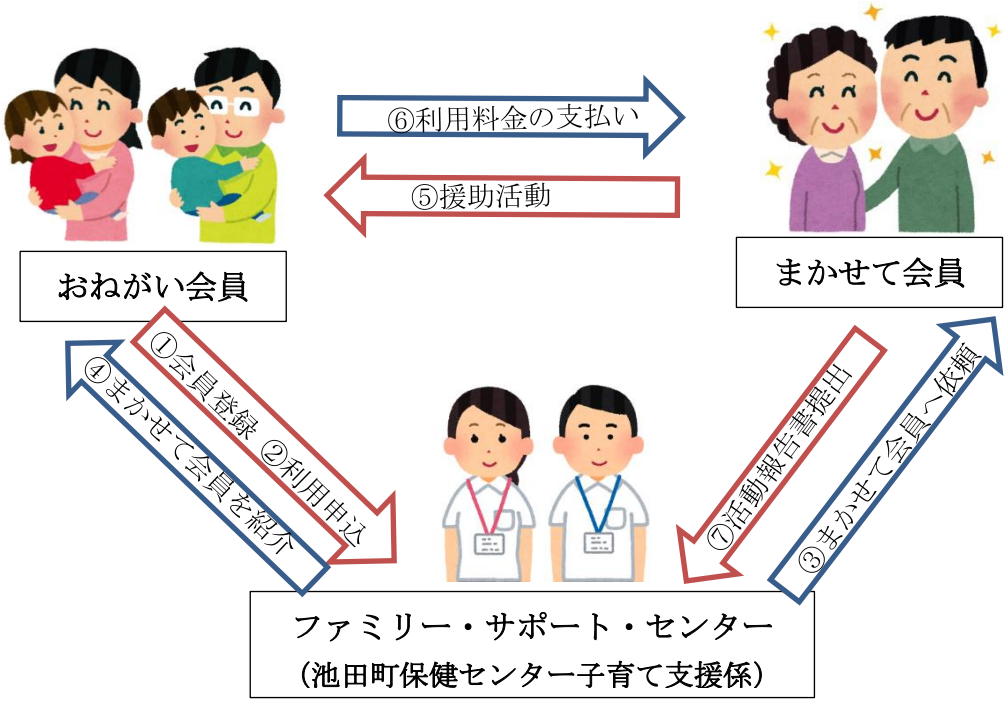

問合せ・申込み先

池田町ファミリー・サポート・センター
（池田町保健センター　子育て支援係）
住所：池田町西３条５丁目　電話：０１５－５７２－２１００